

件名	旅館業法施行条例の一部を改正する条例																																							
主管課	薬務衛生課																																							
根拠法令等	旅館業法（昭和23年法律第138号） 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）																																							
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>4月に旅館業法施行令等の一部が改正されたことに伴い、施行令の改正内容との整合性を図り、民泊を適切に運用していくため。</p> <p>2 改正概要</p> <p>①条例第4条の表第1の項（客室に関する措置）第9号で定める客室の定員の設定において、知事が必要と認める場合の規定を加えると共に、簡易宿所営業及び下宿営業における規定を国の「衛生管理要領」の基準に準じて改正。</p> <table border="0"> <tr> <td>〔簡易宿所営業〕</td> <td>改正前</td> <td>1. 8㎡につき1人の計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改正後</td> <td>(宿泊者数を10人未満として許可)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 3㎡につき1人の計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(宿泊者数を10人以上として許可)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>寝台なし：2. 5㎡につき1人の計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>寝台あり：3. 0㎡につき1人の計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>階層式寝台あり：4. 5㎡につき2人の計算</td> </tr> <tr> <td>〔下宿営業〕</td> <td>改正前</td> <td>1. 8㎡につき1人の計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改正後</td> <td>洋室4. 5㎡・和室3. 3㎡につき1人の計算</td> </tr> </table> <p>※知事が必要と認める場合の宿泊者数</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>改正前</td> <td>規定なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改正後</td> <td>ホテル・旅館 洋室 3. 0㎡につき1人の計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>和室 2. 5㎡につき1人の計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>簡易宿所・下宿 1. 8㎡につき1人の計算</td> </tr> </table> <p>②条例第4条の表第2の項（便所に関する措置）第4号で定める便所の清掃回数を1日2回以上から1日1回以上に改正。</p> <p>③条例第5条の2第3項で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準のうち、第2項における宿泊者専用の便所を設ける規定を削除。</p>		〔簡易宿所営業〕	改正前	1. 8㎡につき1人の計算		改正後	(宿泊者数を10人未満として許可)			3. 3㎡につき1人の計算			(宿泊者数を10人以上として許可)			寝台なし：2. 5㎡につき1人の計算			寝台あり：3. 0㎡につき1人の計算			階層式寝台あり：4. 5㎡につき2人の計算	〔下宿営業〕	改正前	1. 8㎡につき1人の計算		改正後	洋室4. 5㎡・和室3. 3㎡につき1人の計算		改正前	規定なし		改正後	ホテル・旅館 洋室 3. 0㎡につき1人の計算			和室 2. 5㎡につき1人の計算			簡易宿所・下宿 1. 8㎡につき1人の計算
〔簡易宿所営業〕	改正前	1. 8㎡につき1人の計算																																						
	改正後	(宿泊者数を10人未満として許可)																																						
		3. 3㎡につき1人の計算																																						
		(宿泊者数を10人以上として許可)																																						
		寝台なし：2. 5㎡につき1人の計算																																						
		寝台あり：3. 0㎡につき1人の計算																																						
		階層式寝台あり：4. 5㎡につき2人の計算																																						
〔下宿営業〕	改正前	1. 8㎡につき1人の計算																																						
	改正後	洋室4. 5㎡・和室3. 3㎡につき1人の計算																																						
	改正前	規定なし																																						
	改正後	ホテル・旅館 洋室 3. 0㎡につき1人の計算																																						
		和室 2. 5㎡につき1人の計算																																						
		簡易宿所・下宿 1. 8㎡につき1人の計算																																						
施行日	平成28年10月1日																																							
【その他参考事項】																																								